

平成29年12月15日

長与町議会
議長 内村 博法

研修報告書

長与町議会議員研修要綱第7条の2の規定により、次のとおり公表します。

1. 研修名（主催者） 市町村議会議員研修
「地方分権と自治体の行政改革」
2. 研修日時 平成29年10月30日～11月1日（3日間）
3. 研修先 全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）
4. 研修目的 議員の資質向上及び議会の活性化に資するため
5. 研修参加者 金子 恵議員
6. 所 見

地方行政をめぐる最近の動向 10月30日

総務省自治行政局行政課長 吉川 浩民

○ 32年4月1日施行で内部統制の一部改正などの地方自治法改正が実施される。

- 1、内部統制に関する方針等の策定等
県及び指定都市の市長は方針を定め、体制を整備することとし、他の市町村長は努力義務とされる。
- 2、監査制度の充実強化
議選監査委員の選任の義務付け緩和、監査専門委員の創設
※ 人口減少の中、各自治体にあった監査の方法を考えていく事も重要になってくる。
- 3、決算不認定の長からの報告・公表
- 4、地方公共団体の損害賠償責任の見直し等

◇現在、「地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会」において指針を示すために取りまとめている。

○ 町村議会のあり方に関する研究会

投票率の低下、議員のなり手不足に関しては、報酬の低さが要因と考えられる。議会を「夜間・休日」に行う自治体が出てきた。……住民の関心を集めることができる。請負禁止が立候補を妨げているという考え方もある。

※ 一議員に力があるはずはないということで定めていなかったが、その時々世論で外したり、盛り込んだりされてきた。

地方議会 検討部分

- ・ 国会と同じ運営の仕方を行っているが、町村議会に合った運営をしていく必要性を感じている。

○ 自治体戦略 2040 構想研究会

自治体を取り巻く課題

- ・ 医療と介護の連携
- ・ 単身世帯高齢者の増加
- ・ インフラや公共施設の更新
- ・ 都市のスポンジ化
- ・ 耕作放棄地面積の増加
- ・ 生産年齢人口が減少

地方分権時代の中で地方自治体に期待される役割 10月30日、31日
人口減少等を見据えた地域の諸課題の解決に向けて

内閣府 地方分権改革推進室 参事官 岩間 浩

1、子育て・福祉・健康

- ・ 現場の声を国に知って欲しい。
- ・ サービスができるところとそうでないところの違いがある。
- ・ 行政の受け皿となるところを探す。
- ・ 住民に参加してもらうことで、アイデアを出してもらう。
- ・ 待機児童…… 保育士になり手がいない。しかし、地域間での差もある。
- ・ 病児保育…… 当日しかわからないということもある。人員を配置することに対し、無駄も出てくる。フルタイムで雇用することに対し、その時に駆けつけ看護師を確保することで取り組みやすくすることもできる。
- ・ 保育…… 子供の安全に関わることもあるが、保育の質という観点を重視すれば、地域に見合った取り組みを行うことも必要。

2、まちづくり

- 空き家対策…… コミュニティの観点から、制度見直しも必要になってくる。
- 住民・NPO に対する支援体制の確立…… 県の権限であるが、提案することで細やかな対応ができる。
- 企業誘致…… 法的壁と一緒に、物理的壁がある。
- 産業の発展は、歳入増加につながってこそまちづくりになる。

3、教育・文化

- 学校施設更新…… トイレの洋式化。和式を使えず、短い休み時間に用を足せない子どもたちがいる。粗相をする子もいる。

4、生活・安全

- 認知症サポーター制度の重要性
- 交通弱者への対応…… スクールバスの活用、デマンドタクシーのドア TO ドア高齢者免許返納への対応を拡大する必要がある。
- 地域交通会議は利害関係があり、現状を変えることは難しい。

5、産業・雇用・観光

- オンリーワンの企業を目指し、メイドインジャパンを各自治体で誘致する。
- 専業主婦が仕事をする。シャドウワーク

6、議会

- 議会活動への理解が得られない。
- 報酬の違い。
- 立候補するなり手がいない。

↓

選挙特区制度…若い人が立候補しやすい環境整備

- 公職選挙法…… 国民主権の観点から、改正が厳しいが
- 担い手不足は議会のみならず、様々な面での課題となっている。

7、公共施設マネジメント等

- 公共施設の時代にあった転用…… 補助金の縛りがあるというが、10年経ったら転用できる。

イノベーションが起こる地域社会想像を目指して 10月31日

—求められる共創の場づくり—

飯田市長 牧野 光朗

- リニアが来る → 現実として見えてきた時、飯田市に住み続け、世界に打って出るライフスタイルを選ぶ若者が増えてきた。
- 現在の課題…… 人材サイクル構築→若者が一旦地域を離れる。人材の流出
自立心の欠如（行政への依存）＝ 多様な主体の協働が不可欠

地域の中の人たちが、積極的に関わる → 100人の一歩
多くの人に関わる→公民館する。(公民館の動詞扱い)

↓

地域を学ぶ場

↓

共創の場 → 話ができる円卓を設定

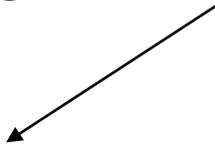
アイデアを出し合い、議論し合い、評価し合う

意識の共有化を図り事業を立ち上げ、イノベーションの創発に結びつける

• コミュニティビジネス

↓

おひさま進歩(公共施設の屋根貸事業) → 民間・NPO



○ 地域運営組織のあり方

民意を体現する組織の位置付けをどう図るか

根拠となる模範をつくるか否か → 飯田市自治基本条例 → 飯田市議会 策定

全地区で導入するか

イノベーション創発プロセス

地域外の人的ネットワーク

課題の把握；すぐに解決できなくても常に意識している状態を保つ

↓

すべては当事者意識から始まる

※ 共創の場づくりに求められるリーダーシップ

↓

キャッチボール型・ボトムアップ型

地方分権の展望

首都大学東京大学院社会科学部教授 伊藤 正次

I、提案募集方式による地方分権改革の特徴と成果

○地方分権改革の歩み

機関委任事務制度の廃止、国の関与の見直し、係争処理制度の創設 → 自由度の拡大

義務付け・枠付けの緩和 → 自治体の事務・権限の拡充

提案募集方式 → 個別自治体の提案に基づく権限移譲、義務付け、枠付けの見直し

○分権改革の推進体制

地方分権改革推進本部を設置

地方分権改革有識者会議を開催



○具体的かつ重要なテーマごとに専門家による部会開催

提案募集方式の採用；提案募集検討専門部会 → 行政法、行政学の研究者で構成

○従来との改革との比較

委員会勧告方式



提案募集方式；改革のスピード、柔軟性、個別自治体のニーズのくみ上げ
個性と自立

◇ 提案募集方式の概要

事前相談 → 必要な論点、事実関係、データ等について助言

共同提案 → 他自治体に相乗り

各府省ヒアリング

※ 固有の事情による提案；他の自治体には関係はないが、自分達には必要である
地方からの提案に関する対応状況

28年 196件中 150件 76.5% 実現

○法律改正

・都道府県による一定の保安林の解除に係る農林水産大臣の同意廃止

宮城県・京都府・大阪府・鳥取県・広島県等

・公営住宅を集約化する場合の現地に近接する土地への建替えを公営住宅建替事業に追加
政令改正等

・公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化⇒豊田市・松山市

○ 通知

指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用可能な場合の明確化

限られた施設を有効活用した効果的な介護サービスが可能になる

II 提案募集方式による地方分権改革の課題と展望

◇ 提案募集方式 ◇

課題

自治体間の意欲・意識の差

対応が難しい案件

コストの問題 = プロセスに関し、コストがかかる。

展望

地方創生との関係

各種制度改革を契機とした提案の発掘

子ども・子育て、マイナンバー、国保の都道府県移管等
職員の能力開発・人材育成に向けた提案募集方式の活用

◇ 実現性が高い提案 ◇

支障事例

共同提案で、多数の自治体が要望
担当府省が問題意識を持っている。
住民サービスに期待出来る。

国民的関心が高い。

地域資源（既存施設・遊休施設）の有効活用

◇ 地方分権改革 ◇

展望

地味な改革を続けることの意義 → 自治体からの情報発信

福祉分野等における「質の確保」への対応

保育所等の人員配置・面積基準、待機児童対策のための特例等

Ⅲ これからの地方自治と地方分権

① 外部資源の活用

民間事業者に委託することが可能な窓口業務の範囲が広がる。

② 広域連携と補完

③ 多様な組織をマネジメントできる人材育成が必要

分権時代における地方議員のあり方

11月1日

学習院大学法学部 伊藤 修一郎

地方創生 = 分権??

本来の分権 → ある分野の権限・税源を地方に → 財政難でいつまでも面倒見切れないと
いう現実

議員の現実・回避

- ・議員の成り手不足
- ・候補者を増やすため、兼業可能、夜間・休日議会にする。

地方議会の役割

- ・執行部のチェック

例) 京都市；新景観政策→議会が適用前に徹底取り締まりを要求

静岡県；新幹線沿線における広告違反ゼロ → マニュアル整備と研修 → 議会に
毎年、実績報告

- 住民への情報公開の窓口
- 政策形成

自治体の役割

政策課題（コモンズ）

- ※ 典型的コモンズ→廃棄物処理、環境政策
- ※ 景観・観光・まちづくり・地域振興



利用制限をどう取り決めるか。
 取り決めにどう守らせるか。
 維持管理の費用をどう割りあてるか。

権力的解決と合意

例) 景観法

- 2004年 景観法 ← 景観条例 = 強制力なし
- 景観地区 → 基準設定・合致しないと建築許可得られず。罰則あり。
- 景観計画 → 穏やかに誘導。罰則なし。



自治体を選んで使う = 分権時代の法



当事者任せ・行政任せで良いか



ここに議会の役割があるのではないか = 合意形成を図る



議員は自ら決め、合意するため代表

今回の講義を受け、4年前に国の施策に「提案募集方式」が始まっていたことを知った。

これを活用し、傾斜のある道路は一定の基準が設けられているが、その基準を優先することが工事費の増大につながっている。そこで、地域独自の基準設定を国に提案し、角度はあるがある程度、道路建設ができるようにした長崎市の事例も紹介された。また、補助金を受けたことにより、転用ができないと思っていたが、これも10年を過ぎると自治体の判断で利活用することができることも分かった。では、直接、本町に照らし合わせどのような活用ができるのか。

提案募集方式を国が推進している。これは、地域分権のひとつとして、自立を促す手段であることが理解できる。今後、このことを念頭に提案できることを考えていきたい。